

長期割引（長割）

【低 圧】

2018 年 8 月 1 日実施

株式会社 エフエネ

長期割引（長割）

この長期割引（以下「長割」といいます。）は、当社とお客さまが「電気需給約款」に基づき電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）を締結する場合、需給契約に付帯してご契約いただくものです。

長割は、エフエネが提供する電力サービスを 36 ヶ月のご利用をあらかじめお約束いただいたお客さまを対象に、各月の電力使用量の請求明細金額に応じた金額を割引くものです。

1. 適用範囲

エフエネの電気需給約款の従量電灯契約(基本プランA、基本プランBまたは基本プランC)により電気の供給を受けるお客さまが、長割を希望される場合に適用いたします。

※エフエネホーム、動力プランは適用対象外とし、エフエネ Light は新規契約のみ適用となります。

2. 契約の成立

長割は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

3. 適用期間

(1) 適用期間は、次のとおりといたします。

イ.お客さまが需給契約の申込みにあわせて長割の申込みをされた場合は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 36 ヶ月目までといたします。

ロ.既に当社との需給契約のあるお客さまが長割を申込み場合は、その適用開始を申込日の次の検針日からとし、その日からエフエネの提供する需給契約と共に料金適用開始の日以降 36 ヶ月目までといたします。

(2) 契約期間満了に先だって需給契約の終了または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 3 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

4. 料金

(1) 各月の料金は、従量電灯契約(基本プランA、基本プランBまたは基本プランC)によって料金として算定された金額から次の長割の割引額を差し引いたものといたします。

(税込)

請求明細金額	割引額
10,000 円～19,999 円/月	100 円/月
20,000 円～29,999 円/月	200 円/月
30,000 円以上/月	300 円/月

(2) 長割適用期間満了に先立って、お客さまが割引契約を解約し、または需給契約を解約する場合は、以下の割引契約解除料を申し受けます。

割引契約解除料（非課税）	9,800 円
--------------	---------

5. 解約金の発生しない期間

- (1) お客様が新たな需給契約の申込みにあわせて長割の申込みをされた場合は、供給開始月から起算して 36 ヶ月目とその翌月に割引契約の解約の申出、または需給契約の解約があった場合には、割引契約解除料は発生いたしません。
- (2) 既に当社との需給契約があるお客様が長割を申し込む場合には、申込日の直後の請求明細確定月から起算して 36 ヶ月目とその翌月に割引契約の解約の申出、または需給契約の解約があった場合には、割引契約解除料は発生いたしません。
- (3) 3（適用期間）(2) の自動更新が適用されたお客様は、期間満了の日から 36 ヶ月目とその翌月に割引契約の解約の申出、または需給契約の解約があった場合には、割引契約解除料は発生いたしません。

但し、以下の理由の場合を除きます。

- イ.建替えにより解約する場合、建替え後も当社とご契約いただく場合
- ロ.その他お客様の責に帰さない事由で解約する場合

6. 割引契約の変更

- (1) 当社は、この割引契約を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の割引契約によります。
- (2) 当社は、需給約款を変更した場合には、この割引契約を変更いたします。

7. その他

その他事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。